

平成 25 年 6 月 28 日
内 閣 官 房
行政改革推進本部事務局

予算執行等に係る情報の公表等に関する指針

「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）に基づき、以下のとおり指針を定める。

1. 予算の概要等についての公表

財務省は、予算概算決定後、その概要及び全体像を公表する。各府省庁は、予算概算決定後、その所掌する予算の概要を公表する。

これらの公表に当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう留意する。

2. 予算執行等に係る情報についての公表等

（1）公共事業に関する事項

①直轄事業

（ア）各府省庁は、各年度の当初予算の概算決定後、遅滞なく、当該年度において実施を見込む直轄事業（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく事業評価の対象となっているものをいう。①（イ）及び（ウ）において同じ。）について、次に掲げる事項を公表する。

（A）実施都道府県名

（B）事業名

（C）全体事業費

（D）費用便益比等（費用便益分析では便益を図れないものについては、独自の評価点を設定。①（イ）及び②において同じ。）

（イ）各府省庁は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 に基づく支出負担行為の実施計画（以下「実施計画」という。）の承認後、遅滞なく、直轄事業について、次に掲げる事項を箇所ごとに公表する。

（A）実施都道府県名

（B）事業名

（C）全体事業費

- (D) 費用便益比等
- (E) 当該年度の事業費
- (F) 繼続事業については、前回の公表内容から変更がある場合、その変更内容及び変更理由

(ウ) 各府省庁は、直轄事業について詳細な事業内容を、隨時、公表する。

②補助事業

各府省庁は、実施計画の承認後、遅滞なく、補助事業（行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく公共事業の事業評価の対象となっている事業をいう。）について、次に掲げる事項を箇所ごとに公表する。

- (A) 実施都道府県名
- (B) 事業名
- (C) 全体事業費
- (D) 費用便益比等
- (E) 当該年度の事業費
- (F) 繼続事業については、前回の公表内容から変更がある場合、その変更内容及び変更理由

③公共事業の「箇所付け」

各府省庁は、公共事業の「箇所付け」について、配分方針を作成し、実施計画の承認後直ちに公表するとともに、遅滞なく、外部の有識者から意見聴取を実施することにより、予算執行の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の確保に努めることとする。

④その他

各地方支分部局で実施する事業については、各地方支分部局のホームページ等において公表することができる。

また、上記①（ウ）の直轄事業の詳細な事業内容の資料の分量が多大な場合、その概要のみを公表することができる。この場合においては、各府省庁は、詳細な事業内容の全体について公にしておくものとする。

（2）補助金等に関する事項

①補助金等の早期執行

各府省庁は、年度当初からの補助事業等の円滑な執行のため、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条に規定する補助金等をいう。以下同じ。）の早期執行に努める。

②公表事項

各府省庁は、補助金等の交付決定を行った場合、次に掲げる事項を公表する。

- (ア) 事業名
- (イ) 補助金等交付先名
- (ウ) 交付決定額
- (エ) 支出元会計区分（一般会計・特別会計の別、特別会計の場合は勘定名も記載）
- (オ) 支出元（目）名称
- (カ) 補助金等交付決定に係る支出負担行為又は意思決定の日

③公表時期等

上記②の公表については、各府省庁は、半期ごとに各半期終了時から45日以内に行うものとする。ただし、交付決定額の公表が、交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の事情がある場合は、公表時期を遅らせる等の対応を行うことができる。

④その他

各地方支分部局で支出する補助金等については、各地方支分部局のホームページ等において公表することができる。

また、補助金等の交付先が相当数にのぼる場合は、その旨を記載した上で、上記③による公表は主要な交付先とすることができます。この場合においては、各府省庁は、交付先名等の一覧を公にしておくものとする。

さらに、既に上記のような情報を公表している補助金等については、当該公表を行っているホームページへのリンクをはる等、一覧性に留意しつつ、重複を避ける対応を行うことができる。

（3）委託調査費に関する事項

①公表事項

各府省庁は、委託調査費の契約状況について、次に掲げる事項を公表する。

- (ア) 調査の名称・概要
- (イ) 契約の相手方名
- (ウ) 契約形態（一般競争入札、企画競争随意契約等）
- (エ) 契約金額
- (オ) 契約締結日
- (カ) 成果物

②公表時期等

上記①の公表については、各府省庁は、国の支出の原因となる契約を締結した日を含む四半期の終了日の翌日から起算して、72日以内に公表する。ただし、上記①（カ）の成果物については、成果物の報告がなされた後、速やかに行う。

③その他

各府省庁は、成果物の分量が多大な場合、その概要のみを公表することができる。この場合においては、各府省庁は、成果物全体について公にしておくものとする。

各府省庁は、成果物の公表等により行政の適正な遂行に支障をきたすおそれのある場合には、その公表等を行わないことができる。

（4）その他の項目に関する事項

①（目） 庁費及び（目）職員旅費

各府省庁は、（目） 庁費及び（目） 職員旅費に係る支出について、四半期ごとの支出額を取りまとめ、出納整理期間終了後から45日以内に公表する。

さらに、第4四半期の支出額の当該年度における支出額及び支出割合が前年度より増加している場合には、国民に分かりやすい表現で理由を付すこととする。

②タクシーデ

各府省庁は、タクシーデの支出について、四半期ごとの支出状況を、会計別・組織別に取りまとめ、年度終了後から72日以内に公表する。

3. 公表の方法等

（1）各府省庁の対応

各府省庁は、上記1. 及び2. の公表については、ホームページにおける公表により対応するものとする。その際、各府省庁は、一元的なポータルとなるページを設け、上記2.（1）④及び（2）④により、各地方支分部局のホームページ等において公表を行った場合には、ポータルとなるページにリンクをはる。また、数値データについては、特段の支障のない限り、PDF形式ではなく、Excel等編集可能な形式で公表する。

（2）電子政府の総合窓口（e-Gov）及び財務省ホームページにおける対応

総務省は電子政府の総合窓口（e-Gov）に、財務省は財務省ホームページに、

それぞれ各府省庁が行う 1. 及び 2. の公表がなされているページに対して、一元的なリンクをはる。

(3) 掲載期間

各府省庁は、公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも 5 年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

4. グッド・プラクティスの共有

予算執行に関する各府省庁のグッド・プラクティスについては、必要に応じ会計課長会議の開催や事務連絡の発出等を行うことにより、引き続きその共有を進める。

5. その他

予算監視・効率化チームに関する指針（平成 22 年 3 月 31 日）及び予算執行の情報開示充実に関する指針（平成 22 年 3 月 31 日）（以下「これらの旧指針」という。）を廃止する。

ただし、これらの旧指針において公表することとされていた事項のうち、本指針においても引き続き公表することとしているものであって、いまだに公表されていないものが存在する場合には、各府省庁は、速やかに当該事項について公表する。